提案型 町有遊休施設利活用計画 利活用案 募集要項

みやこ町では、少子高齢化等による利用者の減少のため、利用を廃止した町有施設について、一般の事業者等に売却または賃貸し利活用を推進することで、周辺地域の活性化を促し、地域の持つ課題を解決するために、次のとおり「町有遊休施設利活用計画」の利活用案を募集します。

利活用案を募集する遊休施設

みやこ町役場　犀川庁舎（みやこ町犀川本庄 646 番地）建物・敷地

※ 別紙「敷地利用図」参照

利活用案の応募ができる事業者等

一般の事業者および団体

ただし、「福岡県暴力団排除条例」及び「みやこ町暴力団排除条例」に基づき、その事業者等が暴力団員で構成されたり、暴力団と密接な関係を有したりする場合は応募できません。

※ 応募する事業者等が利活用することを想定した案として応募してください。

※ 複数の事業者等の連名での応募はできますが、代表する事業者等が取りまとめて１つの利活用案として応募してください。

募集する利活用案の条件

・周辺地域の活性化や地域の課題解決に資する案であること

・長期に渡って提案した利活用案が実施できることが見込めること

・公序良俗に違反しないこと

・事業実施に関し関係法令等が順守できること

スケジュール

（１）利活用案の募集：令和元年 9 月 1 日～9 月 30 日

（２）第 1 次審査：書類審査（10 月上旬）

（３）第 2 次審査：ヒアリング（10 月下旬）

（４）利活用案の採択：11 月中旬

提出書類等

・町有遊休施設利活用事業者等申込書（様式 1 号）

・町有遊休施設利活用計画提案書　　（様式 2 号）

・事業者等の概要（パンフレット等）

※ 複数事業者等の共同で申し込む場合は、全ての事業者等の概要が必要です。

注意事項

・ 利活用案が採択された場合、その提案事業者は実施事業者として優先的に採択されるので、事業実施等は十分に計画性を持って応募してください。

・ 建物内の見学等を希望する事業者は、電話で担当までお申込みください。

担当および連絡先

みやこ町役場　観光まちづくり課まちづくり推進係　電話 32-2512（内 241）

敷地利用図

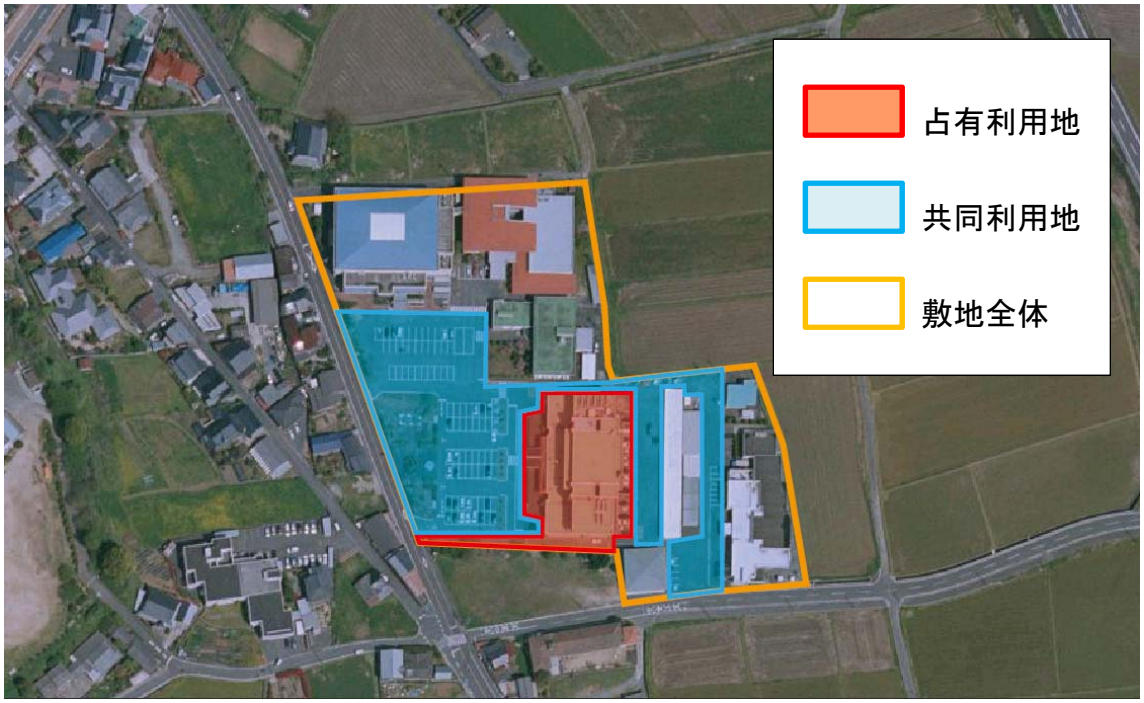

建物の種別・用途

鉄筋コンクリート造　３階建て　3,396.34 ㎡

１階　玄関・ロビー・執務室・会議室・宿直室・休憩室・トイレ

２階　会議室・執務室・トイレ

３階　会議室・執務室・議場・トイレ

建築時期　昭和 50 年 3 月（築 44 年）

付帯設備　エレベーター（1F～3F）

土地の種別等

みやこ町犀川本庄 646 番の一部　宅地　約 2,200 ㎡

※ うち庁舎背面駐車場約 20 台分占用

※ 売却の場合、接道用用地約 300 ㎡加算

※ 利活用案に応じ占有する面積は変更可

準都市計画区域・用途指定なし・建ぺい率 70%・容積率 200%

共同利用地等に関する注意事項

- 敷地内には、犀川支所（中央公民館）・学供施設・犀川体育館・保険相談センター・みやこ肉加工所・スクールバス用車庫・役場書庫・倉庫があり、これら施設を利用等するために使用する場合があります。共同利用地の全部または一部を占用する場合は別途協議が必要です。
- 今後、行革等の実施により周辺施設の状況が変わり、共同利用地の利用要件等が変更になる場合があります。